建築士法第22条の3の3の規定による記載事項

	(3)変	更箇所の口欄	の該当領	箇所に「し	/」を付す。		J	
計争し	なる建築物の概	町	一重版	中田茶芸	务委託指示	車 図山	旧建筑口	- 車臣
	種類、内容及び		-1		ま書及び岡			
	設計図書との照		-			四水建苯	:17	三大小
	監理の実施の状		비디기자	K E V C	-40)			
報告の								
TKH *	7712		1					
工事監	理に従事する建築	築士等						
変更前	【氏名】:							
	【資格】:() ;	建築士		【登録番号	·]		
変更後	【氏名】:					_		
	【資格】: () ;	建築士		【登録番号	·]		
変更前	【氏名】:				· ·	_		
	【資格】: () ;	建築士		【登録番号	· <u>]</u>		
変更後	【氏名】:	` `	7-11. A-X I		Tak ka at H	•		
	【資格】: (建築士		【登録番号	1		
変更前	(工事監理に関	し息兄を悶	(石)					
	【氏名】:	\ :	机进1.		[25 k3 25 H	1		
	【資格】: (設備士 建築工		【登録番号	.1		
変更後	 (工事監理に関		建築士					
変 史 仮	【氏名】:	し思元を恥	(1)					
	【資格】: ()	設備士		【登録番号	.]		
	(建築士		7万%(田 八	4		
: 従事す	る建築士が構造設計	十一級建築士	スは設備	設計一組	及建築士であ	る場合には	その旨記載	載する
建築士	事務所の名称	変更前						
		変更後						
建築士	事務所の所在地	変更前						
<u> </u>	(/)	変更後	,	\ =-t- /-	t. 1 -11			
区分(一級、二級、木		(英士事務所			
HH=1114	rt b	変更後	()建築	<u>美士事務所</u>			
開設者	大 名	変更前	(2/4- 1	ort∃ /	∖ು⊾⊟⊟≒⊓. ∃ ⊀.∠	D かまんひ	ィッハンギュナ	IT D
		****	(法人	、(/)場合	計は開設者の	り名称及	U代表有	大 名
		変更後	(;)+ 1	の相 /		カタチル	バルギギ	· 丘. 夕
			(法人	の場合	合は開設者の	7万名	UTL衣有	八 2
丁声盼	理の一部を委託	ナス担人)ァ	±日+日/迎	と出土と	学々築の	しょか		
	壁の一部を安託 は、当該委託に			(1旦1又7)	詩者名簿の 。	こわり		
-	は、ヨ該安託に 要並びに受託者の	—						
	びに当該受託者に 所の名称及び所							
工事伤	ファップログルス ひりげ	I⊥⊸₽Ľ	1					

(注) 契約後において、記載事項に変更が生じる場合には、速やかに報告すること。